

東日本大震災被災地訪問団派遣趣旨

東日本大震災、福島第一原発爆破事故から、早くも2年半が過ぎました。

亡くなられた方は15,883人にのぼり、依然として2,656人の方の行方が知れません(2013年8月9日、警察庁)。また、避難されている方は、約30万人に上ります(東日本大震災復興対策本部、7月4日現在)。そのうち約15万人は、福島原発爆発事故によるものです。

被災地にたつと、この国・社会の矛盾・問題点が眼前に広がっています。東日本大震災とりわけ原発事故はまさにこの国のかたち、さらには世界・人類のありようをも問うているといえるでしょう。

周知のように、人類は、第二次大戦の悲惨かつ残虐な経験を踏まえ、世界人権宣言を発し、人権と平和を戦後世界の進む途とすることを決意しました。そして、日本も広島、長崎の被爆地、東京等大空襲の被害を受け、何よりアジアを侵略し、多くの人々の生命、生活、財産を奪ったことへの反省から平和・人権・国民主権を三本柱とした平和憲法を制定したのです。このたびの大震災は、この第二次大戦に匹敵するような、新たなグラウンドゼロとして日本・世界の再出発の起点とされるべきだと思います。

このような時、私たち法律家とりわけ民主主義科学者協会法律部会は、何をなすべきでしょうか。

被災地の現状は、復興どころか復旧すらまだまだです。その現実態の前に、私たちはある場合は絶句し、立ち止まり、途方に暮れるしかありません。しかし、また、私たちのなすべきこと、その方向も被災地が教えてくれていると思います。被災地を訪問し、震災、津波、原発事故の悲惨さ、酷さを直視し、しかし、同時に被災された人々にお会いし、連帯し、生きる力、勇気を共有すること、それこそ法律学者の出発点ではないでしょうか。

日本では前例のない原発事故によって苦しむ人々の生活問題は、従来の法制度を前提にしているだけでは解決できません。被災地とりわけ福島の現実を見つめ、法制度の枠組みを改めて作り直す、これが被災地のみならず日本の人々の願望であり、「声」と言えるでしょう。

この意味で、「民主主義科学者協会法律部会」の独自の役割は、ますます大きくなっています。「民主主義」は民衆の共同、連帯、参加、「科学」は法解釈とともに法現象の認識の重要性、「法律」は専門性をふまえて法をトータルに把握しようとする姿勢を意味しています。そして、震災・原発をめぐる法的問題について、これから3年間空間、時間、立法など多角的観点から民主主義法学の視点をもって研究していきたいと決意しているのですから。

そこで、今回、民科として東日本大震災被災地訪問団の派遣を企画しました。

今回は、福島第一原発事故を中心に、富岡町、いわき市を訪問し、次の点について、交流し、お話を伺います。

第一に、震災・原発事故の被災地及び仮設住宅を訪問し、避難されている方々の声をお聞きし、生命、生存、生活、健康問題等の実態を知り、法的問題への理解を深めます。

第二に、原発事故訴訟の原告・弁護団と交流し、原発事故の法的問題点、訴訟の現状、問題点、今後の方向等について伺い、議論します。

第三に、震災・原発事故に関する自治体行政について自治体職員と交流し、行政の実態、問題点を知り、理解を深めます。

原発被害については、いくつもの訴訟が提起されていますが、今回は、いわき市在住の広田次男弁護士(福島原発被害弁護団共同代表)に全面的にご協力いただきました。

新たな法制度構築の第一歩として、まず、現地に足を運び、被災実態を自らの目でとらえ、被災された人々の話を伺うことに重点を置きました。企画の趣旨をご理解いただき、沢山の会員が参加してくださることを期待しています。(企画責任者・井上英夫)